

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号

3入札第35号

(2) 購入物品名及び数量

149. 還付(充当)通知書(法人関係税用)連続帳票 ほか

149. 還付(充当)通知書(法人関係税用)連続帳票 10,000セット

149. 還付(充当)通知書(諸税)連続帳票 3,000セット

*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書(調達様式第11号)」を、持参、郵送(できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。)又はFAX等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書へは登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和3年6月15日 17時00分(必着)

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕税務課

〔納入期限〕令和3年7月30日

(5) 契約の形態

製造の請負とする。

(6) 最低制限価格

設定する。

(7) 印刷積算内訳書

提出不要。

(8) 入札期日及び場所

〔入札期日〕令和3年6月16日10時20分 開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟1階入札室

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

(9) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書(調達様式第6号)」を下記提出場所へ令和3年6月9日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和3年6月11日までに「質問への回答書(調達様式7号)」によりFAXにて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は物品管理室HPに掲載する。

① 仕様書に関する質問提出場所 税務課 企画徴収班

FAX 095-895-2555 TEL 095-895-2212

② 調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

FAX 095-894-3468 TEL 095-895-2881

(10) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語並びに日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第 8 号）に記載すること。
- ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。内訳の単価に小数以下がある場合、第 2 位までとすること。単価に数量を乗じて得られた金額に小数以下がある場合、当該小数は切り捨てること。首標金額と内訳の単価に数量を乗じて得た金額の合計金額が異なる場合、首標金額を入札金額として採用する。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第 9 号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
- （※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札番号、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

(11) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札をしたとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

- コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・入札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(14) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書(調達様式第106号)」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属四に揚げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和3年6月1日現在で有していること。
なお、「フォーム」の登録者に限るものとする。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- オ 長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱第6条に定める等級がA、B又はCの者であること。
- カ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- キ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

印刷物発注仕様書(ポスター類用)

発注課 情報	起案番号	R03-01060-00007		年 月 日	番 号		
	所属	税務課		※物品管理室記入欄			
	電話	095-895-2212 (内線: 4250)					
	担当	平出由香子		業 者			
品 名	149. 還付(充当)通知書(法人関係税用)連続帳票						
形 態	その他						
部 数	10,000 セット						
規 格	229mm × 360mm 両面						
作成方法	方法[入力] ページ打[無] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]						
刷 色	《表》	《金色》		《裏》			
	1色刷	無		1色刷			
紙 質	《種類》	《厚さ》		《色》	《再生紙/白色度》		
	上質紙	70kg			再生紙使用しない		
加 工	見本のとおり						
写 真	白黒	0	カラー		0		
イラスト	県保有のイラスト	1	業者にて作成するイラスト		0		
デザイン	無						
仕分作業	無						
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・校正を一度行うこと ・校正時にサンプルを10枚程度納入すること ・プリントの結果、再校正あり ・公印刷込あり(長崎県振興局長印) ・公印を印刷した用紙及び機械に取り込んだ公印データの取扱いについては、発注元課と「貸与に関する覚書」を結び、その指示に従うこと ・ミシン目あり(両端ミシン止め(見本のとおり)) ・電算用連続帳票であり、両端に穴をあけること(見本のとおり) ・1箱2,000セットで箱に詰めること <p>※見本は、長崎県庁行政棟1階閲覧室に置いています。</p>						
納入場所	税務課						
校正	初 校		二 校		三 校 以 降		納品
	提出 月 日	完了・校了 月 日	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	

◎受注業者の方へ

直接請求課に納品し、検収を受けてください。

(検収時にこの仕様書を必ず提示してください。)

第 号
 桌税等還付金等の還付・充当・委託納付通知書(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税等用)
 (納め過ぎになった戻税を)

あなたの戻税等に係る還付金等を次のとおり

住所
(所在地)

公印

氏名
(名称) 様

(この通知書は、戻税等を納めた証拠となるものですから大切に保存してください。)

法人番号	区 事業年度	分		納 付 額	税 額	延滞金	加算金	重加算金	法人県民税 税額	延滞金	納付年月日	備 考
		中	区									
③ 充当(委託納付)額												
④ 充当(委託納付)額												
⑤ 差引還付金額 (③ - ④)												

還 付 額	在 別 添 付 書 等	課 税 日 数	課 税 日 数	還付(充当(委託納付)金額)		還付(充当(委託納付)金額)		還付(充当(委託納付)金額)	
				計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数
⑥ 還付金額									
⑦ 充当(委託納付)金額									
⑧ 差引還付金額 (⑥ - ⑦)									

税 目	課 税 日 数	課 税 日 数	課 税 日 数	課 税 日 数	還付(充当(委託納付)金額)		還付(充当(委託納付)金額)		還付(充当(委託納付)金額)	
					計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数	計 算 日 数
法人県民税										
法人事業税										
特別法人事業税										
⑨ 差引還付金額 (⑧ + ⑨ - ⑩)										

⑩ 還付金額 (円)	⑪ 還付加算金額 (円)	合 計 (円)

支払方法 口座振替への通帳等の金額をあなたの上記の宛先口座へ振り込みます。(個人通帳等のため、口座番号の欄を非表示としています。)

送 第一返金通知書及び印鑑を有参して、送金通知書指定の銀行でお受け取りください。

③149 (表)
 (法人関係税用)

この処分に対し不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して書面で審査請求をすることができます。この場合、審査請求書を正副2通、当局長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告（知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求が受理された日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことについて正当な理由があるときは、裁決を経なくとも訴えを提起することができます。

③149 (長)
(法人関係状用)

印刷物発注仕様書(ポスター類用)

発注課 情報	起案番号 R03-01060-00007	年 月 日	番 号				
	所属 税務課	※物品管理室記入欄					
	電話 095-895-2212 (内線: 4250)						
	担当 平出由香子	業 者					
品 名	149. 還付(充当)通知書(諸税)連続帳票						
形 態	その他						
部 数	3,000 セット						
規 格	229mm × 360mm 両面						
作成方法	方法[入力] ページ打[無] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]						
刷 色	《表》	《金色》	《裏》				
	1色刷	無	1色刷				
紙 質	《種類》	《厚さ》	《色》	《再生紙/白色度》			
	上質紙	70kg		再生紙使用しない			
加 工	見本のとおり						
写 真	白黒	0	カラー	0			
イラスト	県保有のイラスト	1	業者にて作成するイラスト	0			
デザイン	無						
仕分作業	無						
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・校正を一度行うこと ・校正時にサンプルを10枚程度納入すること ・プリントの結果、再校正あり ・公印刷込あり(長崎県振興局長印) ・公印を印刷した用紙及び機械に取り込んだ公印データの取扱いについては、発注元課と「貸与に関する覚書」を結び、その指示に従うこと ・ミシン目あり(両端ミシン止め(見本のとおり)) ・電算用連続帳票であり、両端に穴をあけること(見本のとおり) ・箱に詰めること(1,000セットごとに仕切りをお願いします) <p>※見本は、長崎県庁行政棟1階閲覧室に置いています。</p>						
納入場所	税務課						
校 正	初 校		二 校		三 校 以 降		納 品
	提出 月 日	完了・校了 月 日	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	提出 月 日	完了・校了 月 日 印	

◎受注業者の方へ

直接請求課に納品し、検収を受けてください。

(検収時にこの仕様書を必ず提示してください。)

県税還付金等の還付・充当・委託納付通知書

(納め過ぎになった県税を 通知です。)
あなたの県税等に係る還付金を次のとおり

住 所
(所在地)

氏 名
(名称)

様

公印

(この通知書は、県税等を納めた証拠となるものから大切に保存してください。)

区 分	税 種 (円)	延 滞 金 (円)	加算金 (円)	重加算金 (円)	合 計 (円)	納付(納入) 年 月 日	備 考
納付(納入) 額							
② 正 当 額							
③ 還付金等額 (① - ②)							
課税区分							
税 目							
課税番号							
年度・期等							
課税区分							
④ 充当(委託納付)額							
⑤ 差引還付金額 (③ - ④)							

還付加算金	還付(充当(委託納付))金額 (円)	計還付加算金 (円)	⑥ 計 (円)
	算 日 数		
⑦ 充当(委託納付)額	税 目	課税番号	年度・期等
	課税区分		

⑧ 差引還付加算金額 (円)	⑨ 差引還付加算金額 (円)	⑩ 差引還付加算金額 (円)	備 考
充当(委託納付)金額 (円)	充当(委託納付) 滞 日		

⑤ 還付金額 (円)	⑧ 還付加算金額 (円)	合 計 (円)	先 金納付済

支払方法 □ 口座振替 → この通知書の金額をあまたの上記の預金口座へ振り込みます。(個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示としています。)
送 金 → 送金通知書及び印鑑を併せて、送金通知書指定の銀行でお受け取りください。

◎裏面をご覧ください。

④ 149 (表)
(諸税)

この処分に対し不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して書面で審査請求をすることができます。この場合、審査請求書を正副2通、当局長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しを求め訴える訴えは、前記の審査請求に係る裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、原を被告（知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。

なお、処分の取消しを求め訴える訴えは、審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求が受理された日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことについて正当な理由があるときは、裁決を経なくても訴えを提起することができます。

④149 (真)

(諸税)